

令和____年____月____日

入学料免除・徴収猶予希望届

令和____年度長崎大学への入学に際し、入学料の納付について、
免除・徴収猶予を希望します。(免除・徴収猶予のどちらか一つに○をしてください。)

【免除希望理由】 該当する理由に☑を入れてください。

- ☐ 高校の予約採用にて高等教育の修学支援新制度で採用候補者に決定済。
※該当する採用区分に○をつけて下さい
(採用区分は「高等教育の修学支援制度における支援区分の確認について」を参照)。

採用区分 : 第Ⅰ区分 ・ 第Ⅱ区分 ・ 第Ⅲ区分 ・ 第Ⅳ区分 ・ 多子世帯

- ☐ 高校の予約採用にて高等教育の修学支援新制度へ申請中・申請予定。
☐ 大学入学後の4月に高等教育の修学支援新制度へ申請予定。

【徴収猶予希望理由】 該当する理由に☑を入れてください。

- ☐ 経済的理由により入学手続き期限までの入学料の納付が困難である。
☐ 入学前1年以内に学資負担者が死亡した。
☐ 入学前1年以内に本人または学資負担者が風水害等の災害を受け、入学手続き期限までに入学料の納付が著しく困難である。

受験番号 : _____

学 部 : _____

フリガナ
氏 名 : _____ ㊞

電話番号 : _____

メールアドレス : _____

入学手続き期限 : _____ 月 _____ 日

【注意事項】

- ※入学手続き期限は、入学手続き期間の最終日を記入してください。
※提出ができるのは、上記希望理由のいずれかに該当する場合のみであり、いずれにも該当しない場合、入学料の免除申請や徴収猶予申請をすることはできません。
※入学料徴収猶予とは、納付期限までに入学料の納付が困難な者に対して納付期限が延長されるのであり、入学料が免除・減額されるものではありません。
※ 入学料免除・徴収猶予を希望する方は、入学してすぐに、所定の手続きが必要となります。
この希望届のみで申請が完了したことはありませんのでご注意ください。
※申請しても必ずしも免除または徴収猶予になるとは限りません。免除等にならなかった場合の方策についても必ず事前に考えておいてください。

高等教育の修学支援制度における支援区分の確認について

令和7年度に高等学校等で予約採用に申し込み、令和8年度大学等奨学生採用候補者に決定している学生・生徒さんには、日本学生支援機構より「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知」が配付されます。下記を参照の上、支援区分をご確認ください。
(様式は異なる場合がありますので、ご了承ください。)

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

令和7年●月●日

①	登録番号	99999901-100-00999		
	学 年 等	3 年	10 組	
	出席番号	A000001		
②	氏 名	奨学 太郎 (シヨウガク タロウ)		

独立行政法人
日本学生支援機構

(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和8年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。
ついては、あなたが令和8年度に本機構奨学金対象の学校に進学(高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。)し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 申込内容及び選考結果

③	申込内容	給付奨学金 希望する	貸与奨学金 併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	入学時特別増額貸与奨学金 希望する	
④	選考結果	給付奨学金(※1) 候補者決定 第Ⅰ区分(多子世帯)	貸与奨学金 ア: 併用貸与 イ: 第一種奨学金 ウ: 第二種奨学金 候補者決定 候補者決定 候補者決定		
⑤	要件・必要書類の提出等	国籍・在留資格等	○	○	○
	家計	収入に関する基準	○	○	○
		資産に関する基準(※3)	○		
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○
	高卒後の期間・高卒認定合格(見込)	○	○	○	○
	マイナンバー手続き・確認書等	○	○	○	○
その他必要書類	○	○	○	○	

※1 給付奨学金の選考結果欄に「多子世帯」の表示があれば、多子世帯に属していると判定しています。その場合、授業料等減免は第Ⅰ区分と同等の支援を受けることができます。ただし、「授業料等減免のみ」の表示がされている場合、給付奨学金の支給はありません。また、「第Ⅳ区分私立理工農」の表示があれば、私立学校の理工農学科のうち、国又は地方自治体から当該区分の対象であると認められた学科に進学した場合、第Ⅳ区分の額の授業料等減免の支援の対象となります。選考結果をふまえてどのような支援が受けられるか、本機構ホームページに掲載の「給付奨学生採用候補者のしおり」3ページを参照してください。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類の不備未提出或未提出等の理由による判定不可を含む。); 「―」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。

※3 給付奨学金の資産に関する基準は、申告した資産額合計が5,000万円未満の場合は「○」、多子世帯に属しているとして判定されておりかつ資産額合計が5,000万円以上3億円未満の場合は「△」、どちらにも該当しない場合は「×」が記載されています。「△」や「×」である場合は、給付奨学金の支給はありません。なお、貸与奨学金には資産に関する基準が存在しないため、一律で斜線表示としています。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

⑥	利用条件	給付奨学金	第一種奨学金(無利子)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
		第Ⅰ区分(多子世帯) ◆ 生活保護受給世帯	併用貸与の利用可 最高月額利用: 可 猶予年限特例: 対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込: 不要
⑦	申込時の選択内容	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円
		返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式
		保証制度	*****	機関保証	人的保証
		利率の算定方法	*****	利率見直し方式	利率見直し方式
⑦	進学届提出用パスワード(半角英数字10桁) ※ 進学先の学校に提出する必要があります。	ABCDE98765			

給付奨学金の利用条件をご確認ください。
支援区分に第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分、多子世帯のいずれかが記載されている場合、高等教育の修学支援新制度の採用候補者となります。

給付奨学金の利用条件に、「―」がある場合は、不採用もしくは申し込みをされていないということです。

「1.選考結果について」に申し込み内容及び選考結果が記載されていますので、ご確認ください。